平成２８年（フ）第４７０号
静岡県浜松市北区細江町気賀596番地の２
債務者　大鹿　初美
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５０４号
栃木県宇都宮市中岡本町2489番地１　ミユキハイツ202、前住所栃木県宇都宮市今宮１丁目20番２号　飯塚ハイツ203
債務者　石川　幸宏
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５１４号
栃木県下野市上大領303番地１　ウィングパルM102号室
債務者　渡邉　大志
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０９号
岡山市北区津高771番地１パインリンク津高803号
債務者　上野　雅治
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８２号
岡山県倉敷市児島小川10丁目７番２－304号
債務者　岡崎　史子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３５号
長崎県佐世保市鹿子前町780番地９
債務者　眞鳥　克也
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１３９号
長崎県佐世保市松山町655番地６、前住所長崎県佐世保市俵町18番３号
債務者　中島　武子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２１１７号
横浜市保土ケ谷区仏向町1417番地８　ＰＡＲＫＳＩＤＥ　ＳＩＰＨＯＮ＆ＴＥＲＡ105号
債務者　黒崎　結菜
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１７５号
横浜市泉区上飯田町948番地１　タカナシハイツ102号
債務者　坂内　里佳（旧姓白川）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４９１号
横浜市神奈川区片倉１丁目５番１－405号
債務者　高木　武史
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５０４号
横浜市南区六ツ川３丁目61番地19　第一澄奈ハイツ203
債務者　坂本　和隆
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５１４号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目７番８－507号
債務者　瀬戸美代子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５１８号
横浜市中区寿町３丁目12番地４　松葉館301号室
債務者　小林　賢二
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２８１号
神奈川県大和市中央３丁目１番23号　ウイング若草202
債務者　北澤　恵子（旧姓名畑）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５１２号
横浜市旭区上白根１丁目５番７－735号
債務者　木村　義一
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部